

博物館が高齢化社会に対応するために必要な要件を考える

佐久間 大輔*

要 旨

指定管理者制度に代表される近年の博物館を巡る動きは長期展望を欠いたものが多い。高齢化の進展に伴う社会の変化に備えるためにも、博物館に期待する役割を明確化するために、設置者との対話と連携はますます重要になっている。高齢化社会は博物館に様々な変化をもたらすと考えられる。中でも博物館のもつコミュニケーションの場としての福祉的な役割は大きな発展の可能性をもつが、同時に新たな投資も必要とする。他方、高齢化によって博物館に寄贈される様々な資料は博物館の財産ともなるが、同時に収蔵余力を圧迫もしており、こちらも機能強化が必要だ。日本の文化財法制度は国際的な基準に比べ資料の保全に関する規定が不十分である。「活用」とのバランスをとるためにも、社会の共有財産として資料を保全するために、現場の保全努力を後押しする政策を望みたい。

キーワード

中長期計画、博物館の社会福祉機能、資料収集方針、収蔵展示、倫理規程、博物館法

平成期に博物館を取り巻く環境はどう変わったのか

平成が過ぎ去ろうという2019年、地方自治体の行政機構も大きく揺らぐなど、公立博物館にも様々な変化が押し寄せている。文化財行政も生涯学習や観光立国などでこの30年に大きく変化している¹。博物館現場の様々な変化、例えば予算や人員の不足、建物の老朽化など2010年代の博物館が抱える様々な課題は「平成25年博物館総合調査」²に描き出されている。これらは、博物館の抱える存続・運営の基盤的な条件とも言えるものだが、中でも常勤学芸員の減少、収蔵活動に対する投資の不足は将来の博物館活動にも影を落とし得る深刻な現状とも言える³。

さらに加えて、近年博物館の中長期的なガバナンスに課題が生じている。博物館は「後世に文化財を継承すること」を主要な使命の一つとして抱える機関である。その博物館の10年、20年後を見通した政策がしばしば不在になっている。代表的なものが指定管理者制度による運営だ。民間的手法による日常的な運営の効率化と経費削減を目的としたこの制度は、本来長期的

な展望を行政側が持ち、その視点のもとに現下の数年間をどのような主体にどのように運営させるかを判断すべきものだが、多くの自治体が設置条例以上の展望を持たずに、財政危機からの緊急避難的に指定管理者制度に移行したのではないと思われる節がある。とはいえ、直営として残った公立博物館に長期展望が設定されているか、というと多くの博物館でやはり条例上の設置目的以上の長期展望が示されていない。

指定管理者側は数年間の短期での運営に責任を持っているが、長期展望を考えることは原則要求されていない。行政組織が長期展望を考えようとしても、博物館の利用者や資料と向き合うスタッフは博物館内にいるので、行政単独では地に足の着いた構想を描けない。指定管理者制度のもとでは日常の活動を将来構想までをつなげて考えることのできる組織がどこにもないことになる。設置主体と博物館現場の長期の構想を含めた対話と連携は、博物館に共通する課題とも言える。

高齢化の進行は社会保障経費の増大につながり、自治体にとっては投資的経費の余地が小さくなる。だからこそ、将来の地域社会にどのような機能を持つ博物館

*大阪市立自然史博物館

が必要なのか、しっかりとしたビジョンを作り、それを共有し、合意形成のもとに戦略的に博物館の将来に向けた投資を(あるいは選択と集中を)する必要がある。それをできる時間的余裕はもうそれほど残されてはいないのではないだろうか。

リニューアルや組織改編は議会や首長とそうした議論を行う数少ないチャンスでもある。三重県立博物館や、琵琶湖博物館がそうして博物館のミッションを県庁とやり取りしてきたのと同様、大阪市の博物館群も地方独立行政法人化という大変更をとらえ、「大阪市ミュージアムビジョン」やそれに基づいた独法の「中期目標」を形にしつつある⁴。

高齢化社会は博物館にどのような課題をつきつけているのか

高齢化は博物館に直接的にはどのような課題をもたらすのだろう。ここでは2つの影響に注目していきたい。一つは、博物館が新たな機能をどこまで受け入れ、そのための機能強化に備えるのかという点である。もう一つは、高齢者が保持してき、現在大量に放出されつつある資料を博物館がどのように受け入れ、いかに後世に残すのか、である。

高齢化によって博物館が新たな機能を持つと言ってもピンとこないかもしれない。明白に多くの施設が今以上に施設のユニバーサル化を図らなければならないだろう。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」なども施行された。しかし、もっと本質的に博物館がもつ社会福祉的な機能が注目されつつある。近年、Rosenblattの2014年の論文“Museum Education and Art Therapy: Promoting Wellness in Older Adults”⁵を始め、欧米の博物館では高齢者や認知症患者などに、博物館と博物館の教育プログラムがもたらす社会的つながりが、高齢者の福祉(wellness)に大きな効果を持っているという研究が注目を集め、2014年、2016年のAAMセッションなどでも取り上げられている(<https://blog.freelancersunion.org/2014/03/26/museums-good-for-you-happier-community/>, <https://annualmeeting.aam-us.org/blog/event/museums-and-well-being/> 2019年1月31日確認)。回想法など、古い生活道具を用いて高齢者を刺激し、発話を促す試みは日本でも行われてい

る。しかし、本当に効果を持つのは、高齢者が教育プログラムなどに参加し、そのミュージアムコミュニティと社会的な関わりを持つことで得られるという。博物館や美術館が社会的つながりの場になることは、ブリッジング機能を持つ共通社会資本として重要な役割と理解しやすいが、大幅に高齢者を受け入れるための教育プログラムやスタッフ対応は多くの博物館ではできていない。福祉的観点にも通じる高齢者向け教育プログラムは、学術分野に軸足を置いた学芸員でも、主として児童向けプログラムに主眼をおいている教育担当の学芸員でも簡単ではないだろう。新たな機能には新たな人員と新たな予算がないと、既存の仕事を圧迫してしまうことも明白である。新たな機能を積極的に取り込むためには新たな条件付与(人員・設備・予算)が必要になる。これまでの多くの博物館の課題は、その部分を現場の「工夫」で飲み込んできてしまったことにある。現場での工夫は、博物館の新たな機能への「社会的な認知」をかえって妨げてしまったのかもしれない。福祉部局や厚生労働省、あるいは福祉関連の財団など支援機関は博物館の高齢者向け事業を自主的なサービスとしか思わず、社会的に必要な投資とは位置づけていないだろう。英国 Museum Associationなどは“Museums change Lives”⁶キャンペーンなどを大々的に推し進め、文化財、美術品の維持機関を超えて社会的な役割を積極的に打ち出すことに成功した、と言えるだろう。当然そこには新たな投資、人員、専門職が必要なものとして手当されている(一方で収蔵品を維持するための研究、保存分野の人員が十分に維持されているか、圧迫されていないかは慎重な検討が必要だろう。パイの総量がそれほど大きくなったとは思えない)。

高齢者が本格的に増大するポスト平成期に向けて、博物館が福祉的な機能を取り込むのか、どうか、本気度が問われるところでもある。ここでは地域の高齢者に向けて地域の博物館がどう役割を担うのかを書いたが、同様のことは観光利用に向けた観光地の博物館が役割を担う話でも同じだろう。既存のスタッフ・体制・予算だけではとても担えないことをどう打ち出すか。

もう一つ、上記が展示室での課題とすれば、バックヤードにも高齢化は大きな影響を及ぼし、課題を突きつけている。大家族制度の崩壊、あるいは少子化によ

り相続人が地域にいないことによって、家によって維持されてきた様々なものの流出を引き起こしている。それは、様々な古文書であり、民具であり、あるいは生涯をかけて築かれたコレクションである。館種により状況は異なるかもしれないが、自然愛好家も多かった団塊の世代が高齢化している近年、自然史系博物館への標本寄贈のスピードは過去ないほどに多い。これは高齢化による個人からの放出だけではない。過疎化に伴う集落や学校が保持していた標本の放出、さらには地域の大学が保有していた標本の放出が重なっていると見られる。

個人からの放出は、コレクター本人が高齢化してから、あるいは死後、ということにもなりやすい。こうした場合、コレクションの正当な評価がわからないまま、またどこに相談していいかわからない状態で、手近な地域の博物館が最初の窓口になりやすい。ところが自然史標本は、多くの地域の小規模博物館の学芸員（歴史・民俗を専門とする場合が多い）にとり、維持・保存に自信が持てないとの声が多く、地域内で維持されにくい。コレクター本人ならともかく、家族には必ずしも各県になく数少ない自然史系博物館や自然部門を持つ中核博物館のスタッフと繋がりが無いという場合も少なくない。こうした場合、地域の博物館に断られた段階で家族が価値がないと誤解して廃棄されてしまう残念なケースもある。こうした事態に鑑み、西日本自然史系博物館ネットワークでは標本寄贈の相談をケースワーカーが対応する「標本救済ネット」を立ち上げ少しでも相談しやすい体制をつくっている⁷。

受け入れる自然史系博物館の側も万全ではない。急増する寄贈標本を十分に収容できる収蔵庫を持つ地方博物館は少ない。収蔵庫の増築は急務でありながら、その予算が認められることは少ない。「収蔵展示」「モバイルミュージアム」など様々な提案がなされているが、研究標本の多くは密度高く収蔵することをベースに作られており、上記のような展示には必ずしも向かない。ただし、これら収蔵展示も標本庫と同時に整備することで、「収蔵活動の意義」を広く来館者に知ってもらうことに主眼があると考えれば有効な方策かもしれない。特に自然史系博物館では国内外ともによくつかの事例が見られる。更に追求していくことも必要

だろう。

博物館の収蔵品保全是どうあるべきか

収蔵展示などを導入して収蔵能力を拡充できている例はむしろ少数かもしれない。多くの博物館では押し寄せる寄贈の現実、収蔵機能を麻痺させないようにギリギリの状況で戦っている。こうした状況に対し、設置者がしばしば言及するのが「収蔵品の精査」である。世間でも「断捨離」が一つのブームである。しばしば役所や事業体は必要最小限の物品や書類のみを維持し、管理コストを最小化させようとする。しかし、国際博物館会議（ICOM、イコムまたはアイコムと呼ばれる）の倫理規定は博物館の収蔵品に対し明確に保全の原則を打ち出し、処分に関しても抑制的だ。以下はイコム職業倫理規定（2004）⁸からの抜粋である。

収蔵品の除去

2.12 処分に関する法的もしくはその他の権限

博物館に処分を許可する法的権限がある場合、もしくは博物館が処分を条件に資料を取得した場合にも、法的もしくはその他の要件および手順は完全に遵守しなければならない。最初の取得が義務的もしくはその他の制限を伴ったものである場合、そのような制限の遵守が不可能または博物館にとって大きな損害であること、そして、もし適切と認められる場合には、法的救済措置がとられていることを明確に示すことができない限り、これらの条件は遵守しなければならない。

収蔵品の管理

2.18 収蔵品の永続性

博物館は、その収蔵品（永久的なものも一時的なものも）および適切に記録された関連の情報が、現在において使用でき、また現在の知識および資源に配慮しながら、できる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に伝えることを保証する方針を決め、適用しなくてはならない。

2014年に定められた自然史博物館のためのイコム博物館倫理規定⁹は、さらにはっきりと保全への努力を要求している。

第4章 収集と返還

F. コレクションの一部または全てを放置、無視することは決して許されない。資料の管理能力が限界に達した場合、資料コレクションの保持を正しく行うことが限界に達したような状況でも、これらの資料を余力のある場所や安全な管理が行える場所へと移すためのあらゆる努力が必要である。売却は、たとえ他の機関への移送のためであっても、最後の手段である。

第5章 人と収蔵品の両者に配慮する義務

B. 公共財として博物館に寄贈された生物資料または地学資料を博物館施設以外に交換または販売することは強く抑制しなければならない。とくに先住民または文化圏にとって重要な意味を持つ資料については決して交換販売してはならない。一般的にコレクションの売買は公開市場への販売でなく(博物館)機関から機関への販売とすべきである。

このように、博物館が収蔵品を除却せず、後世に残す努力をし続けていることは、洋の東西を問わず国際的に博物館界の常識であるどころか、責務として認識されている。こうした観点で考えたときに、鳥取県北栄町が実施した、「お別れ展示」実施による重複民具の除籍・譲渡・処分は、上記の倫理規定に本当に沿っているのか、疑問が残る。この件に関しては東京大学大学院人文社会系研究科 文化資源学研究室によりフォーラムが開催され¹⁰、2019年2月に議論されるとのことであるが、どのような議論になるか、注視していきたい。

民具に限らず、文化財、そして自然史資料も「文化財活用・理解促進プログラム2020」など「活用」に重点をおいた政策が進められている。しかし、その一方、資料の保全の義務や努力義務を定めた法律は見当たらない。博物館法にも規定がなく、文化財保護法においても指定文化財以外への言及がない。文化財行政では「保全と活用のバランス」に常に言及されているが、国際的な標準からみて資料の「保全」への法的根拠並びに財政措置は不十分であり、安易な処分への抑制措置が欠けている。今後の法的・行政的な措置を期待したい。

現場努力を支える政策を

多くの博物館学芸員は、安易な処分にながれず、日々様々な努力をしている。収蔵庫の高密度化は言うに及ばず、展示室の展示台の下に始まり、廃校の空き教室を利用するなど、さまざまな努力で博物館に寄贈された貴重な資料を残す努力をしている。これらの寄贈品は学芸員が様々な観点で責任を持って残す必要があると判断した資料だが、「なんでも受け取っているのではないか」と不十分な理解をされることから、「精査を」という圧力につながりやすい。こうした状況に対して説明責任として公開されるものが「資料収集方針」だろう。博物館の使命と、ステークホルダー(地域や設置者)の期待を踏まえて、博物館の価値を最大化するためにはどのようなコレクションを築いていくべきなのか、その方針や戦略を明確にしたものである。学芸員としての判断基準の原則をわかりやすくしたものとも言えるだろう。大阪市立自然史博物館も2018年4月に資料収集方針を示している¹¹。

欧米の中規模以上の博物館では新規収蔵品の獲得の是非や収蔵庫の増築の必要性について、この方針を基礎において判断し、寄贈者や経営部門、研究部門と交渉する、「コレクションマネージャー」が配置されている。コレクションマネージャーは収集方針や収蔵庫の現状から判断して、その博物館の構想に合わない場合には寄贈拒否の判断もしばしば下すという。こうしたことも、明確な博物館の使命と経営戦略、館長の権限、研究と経営の役割の明確化など博物館としてのガバナンス体制が一定程度確立していることによるところが大きい。そして、もう一つ、社会全体の文化財への保全意識と政策があってその中で個々の博物館が自らの役割を規定できるところも大きいだろう(ここはヨーロッパとアメリカでは大きく違うという印象がある。アメリカでは民間がセーフティネットとなる伝統があるのに対し、ヨーロッパでは民間によるトラスト活動がある一方で、文化財保全の基礎を法制に求めているように思う)。

前述の通り、我が国には広く文化財を社会の共有財産として残していくための基盤となる法制度がない。このために、地域の文化財を残すために、全体構図なく地域の博物館がそれぞれに孤軍奮闘せざるを得ない現状にある。最初に示したとおり、現在は、高齢者などが放出する資料が一気に博物館に寄せられているピーク時に当た

る。おそらく、このペースがそのままということはないだろう。なぜなら、現在の壮年期のアマチュアも研究者も標本コレクターは上の世代に比べ相対的に人数も少なく、また専門が細分化して保有点数も少ないからだ。その意味では、「現代ほど、一挙に標本が確保できる時期は今後もない、貴重な機会なのではないか」（倉敷市立自然史博物館 奥島雄一学芸員談）という観点に立てば、目先の苦労よりも保全の責務に基づいて保存努力をおこなう博物館現場の判断にも十分な合理性があるはずだ。

問題は、寄せられた資料を保存するにせよ、拒否するにせよ、その責任も負担もその場の博物館や学芸員のものにしかかっていることだ。長期的なビジョンに立って社会全体で自然史資料をどのように保全し、その負担を社会的にどう保証していくのか。現場が事業費を削って保全するのでは、博物館は持続可能な資料保全のセーフティネットとしては機能し得ない。社会的に保全が必要なら、まず社会全体でのビジョンと、その事業構造を作る必要があるだろう。社会の期待に応え努力する博物館には、収蔵庫の拡充も含めて費用を賄えるような制度が欲しい。このような取り組みなしには文化資源の長期的

な保存は難しいだろう。そうした社会全体で文化資源を保全する政策体系の中で、各博物館はどのような位置取り、役割を担うのか、判断することもできるようになるのではないか。社会全体としてどのように保全すべきなのか、議論をすすめるためにも、まずは博物館からの問題提起と意見発信が欠かせないだろう。北栄町の事例は、ごく氷山の一角であり、人知れず処分されている資料は少なくない。東大のフォーラムのように、議論の機会として捉えていく必要があるだろう。博物館界としての議論促進や合意形成を図るためには、分野ごとの博物館ネットワークのような連携の強化も含めて検討を進めることが重要だ。

高齢化社会の進展は様々な面で博物館にも、そして社会にも構造変革を要求する大きな社会的現象である。いたずらに現状を嘆くのではなく良い機会として受け入れ、持続可能な博物館を構築する好機と捉えて本来の使命の追求につなげていく努力が必要だろう。

この研究はJSPS 科研費 JP 26350396, 18K01115, 17H02026 の助成を受けた成果の一部を用いている。

【引用文献】

- 1) 朝賀浩 (2018) 社会教育施設としての博物館をめぐる情勢の変化. 『日本の博物館のこれから「対話と連携」の深化と多様化する博物館運営』(山西良平・佐久間大輔 編) 大阪市立自然史博物館 : 95-104
- 2) 日本の博物館総合調査 基本データ集並びに報告書 <http://www.museum-census.jp/>
- 3) 佐久間大輔 (2018) 博物館総合調査から見た直営館と自治体出資法人指定管理館の現状と課題－運営の継続に向けた課題を中心に－. (山西・佐久間 編) 前掲書 : 59-65
- 4) 山西良平 (2018) 公立博物館の地方独立行政法人化の展望－大阪市の事例を中心に－. (山西・佐久間 編) 前掲書 : 71-75
- 5) Brooke Rosenblatt (2014) Museum Education and Art Therapy: Promoting Wellness in Older Adults. *Journal of Museum Education*, Volume 39:293-301
- 6) <https://www.museumsassociation.org/museums-change-lives>
- 7) <http://www.naturemuseum.net/blog/cat11/>
- 8) https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM_rinri.pdf
- 9) http://www.mus-nh.city.osaka.jp/sakuma/icomnathist_codeofethics_jpn.pdf
- 10) <http://www.l.u-tokyo.ac.jp/CR/forum/forum18.html>
- 11) http://www.mus-nh.city.osaka.jp/10kenkyuroom/omnh_collection_policy2018.pdf